

区報平成29年4月21日号掲載

消費者相談室から



ガス小売自由化に関する 消費者庁からの注意喚起

平成29年4月から、都市ガスの小売事業について、個人の消費者向けの小売を含め、全面的に自由化されました。このガス、小売全面自由化について、消費者庁から個人の消費者の方々に向けて、使用するガスの種類による違いや、事業者による勧誘が進む中で注意すべき3つのポイントが公表されましたのでお知らせします。

■(1) 契約は慌てないで

- これまで通り都市ガスを利用できます。
- 変更する場合は、登録事業者かどうか確かめましょう。
資源エネルギー庁 ガス小売自由化登録小売り事業者一覧
http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/liberalization/retailers_list/
- 料金システムや契約内容を調べてしっかり検討しましょう。
- 電話勧誘販売や訪問販売で契約した場合は、契約書を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。

■(2) 便乗した機器の勧誘に注意

- ガス器具やガスメーターの取り替えは必要ありません。

■(3) アンケートは義務ではありません

- 個人情報の提供やガス代の回答を求められても、回答は義務ではありません。目的と事業者名、連絡先を確認して、不審な情報を伝えないようにしましょう。

《問合せ》

- ガス小売自由化について・・・電力・ガス取引監視等委員会相談窓口

☎ (3501) 5725